

「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」改定案
に対する意見提出者の一覧

(受付順、敬称略)

意見提出者(計 10 件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	平成 30 年6月 23 日	個人	-	-
2	平成 30 年6月 24 日	個人	-	-
3	平成 30 年6月 25 日	個人	-	-
4	平成 30 年6月 28 日	個人	-	-
5	平成 30 年6月 29 日	個人	-	-
6	平成 30 年7月 13 日	個人	-	-
7	平成 30 年7月 23 日	KDDI株式会社	代表取締役社長	高橋 誠
8	平成 30 年7月 23 日	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	小林 充佳
9	平成 30 年7月 23 日	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	井上 福造
10	平成 30 年7月 23 日	ソフトバンク株式会社	代表取締役 社長執 行役員 兼 CEO	宮内 謙

意見書

平成 30 年 6 月 23 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 へ

郵便番号
(ふりがな)
住所 (所在地)
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体名等)
電話番号
電子メールアドレス

「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」の改定案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙様式

該当箇所	御意見
全般	海外との通話や定額通話などでも IP 電話などは安くできているのだから既存の電話でも技術をうまく考え安くなる方法を開発してほしい利用者にとっては既存電話と IP 電話の差は納得いくものではない

意見書

平成 30 年 6 月 24 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)

電話番号

電子メールアドレス

「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」の改定案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙様式

該当箇所	御意見
全般	以前にも書いた通り通信事業者に課せられている電波使用料45%を一気に20%迄引き下げればおのずと通信利用料が減り(代わりに変更報道するTV放送事業者の利用料を引き上げれば良い)国民は大喜び間違いないでしょう

意見書

平成 30 年 6 月 25 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)

電話番号

電子メールアドレス

「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」の改定案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	御意見
全般	<p>接続料は高くなっていいので、通信速度を重視した施策を検討して下さい。</p> <p>現状MVNOの通信速度はとても先進国をいえるものではありません。</p> <p>特に 12:00-13:00</p> <p>大手のサブブランド（UQモバイルとワイモバイル）については、ある程度の通信速度が出ているようです。これらと同等にならないければ不公平ではないかと思えます。</p> <p>公正な競争を阻害している要因であると思われます。</p> <p>何卒よろしくお願い致します。</p>

意見書

平成 30 年 6 月 28 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)

電話番号

電子メールアドレス

「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」の改定案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	御意見
全般	<p>公取委は携帯電話市場の競争促進には格安スマホサービスを提供するMVNO（仮想移動体通信事業者）の存在が欠かせないと判断しているが、大手携帯電話会社の販売手法などがMVNOへの乗り換え障壁（スイッチングコスト）を高めているとの見方を強めている。と記事に書かれていますがMVNOへの乗り換への障壁はクレジットカード決済なのと実店舗が無いのが主な理由です。</p> <p>お役人考えと国民の考えとは相等ズレがあるようです。</p> <p>通信事業に詳しくない教授を交えての有識者会議のせいで4年縛りができた事を忘れないでほしいです。</p> <p>通信事業者に課せられている電波使用料を引き下げれば</p> <p>おのずと通信利用料は安くなります</p> <p>後地方にもフリーSIM機を取り扱う店とか技的の緩和</p> <p>世界じゅうの端末メーカーがなぜか日本では買えないようになっていきます</p> <p>買えるようにすれば端末代も安くなります。</p>

意見書

平成 30 年 6 月 29 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)

電話番号

電子メールアドレス

「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」の改定案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙様式

該当箇所	御意見
全般	<p>携帯電話の料金は十分に高いので、自由競争とすべきです。一般消費者からすると国と通信会社が組んで値段を上げられると今まで利用できた人までもできなくなります。今後はより価格を下げさせるように競争をさせるべきだと思います。また料金を引き上げれる事を国が推し進めると通信業者間のプランになんの差異もありません。まずは二年縛りや違約金問題を解決すること、全体的に料金を下げさせる必要があります。また本体の価格は完全にオープンプライスですので、本体料金を定価で一般消費者に払わせるのも問題があります。</p>

意見書

平成 30 年 7 月 13 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)

電話番号

電子メールアドレス

「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」の改定案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙様式

該当箇所	御意見
全般	インターネットに於いて、NHKの集金の可能性が有ると聞くが、論外である。

意見書

平成 30 年 7 月 23 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめさんばんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 かぶしがいしゃ KDD I 株式会社

だいはりとりしまりやくしやちよう たかはし まこと
代表取締役社長 高橋 誠

「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」の改定案に関し、別紙のとおり意見を提出します。
(文中では敬称を省略しております。)

該当箇所	弊社意見
全般	<p>接続料と利用者料金との関係の検証に関する指針の目的は、接続料と利用者料金との関係について、</p> <p>① 価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかを検証すること</p> <p>② その結果に応じ第一種指定電気通信設備接続料規則第 14 条の 2 の規定による接続料の水準の調整その他の必要な対応を行うことにあります。</p> <p>今般の改定案は、その目的を達するための検証方法について、より適正な検証方法に見直す内容であることから、改定案について賛同いたします。</p>
<p>3. 検証の実施方法</p> <p>(3) 検証方法</p>	<p>本検証は、検証対象ごとに、利用者料金収入の総額と振替接続料等の総額を比較し、検証しますが、それぞれの需要の範囲が一致していないと、適切な検証が行われないことから、今般の改定において、「利用者料金による収入に対応する需要の範囲と、接続料等総額の算定に用いられる需要の範囲は、一致しなければならない。」との条件が明示されたこと、及び、需要の範囲を一致させるために、検証対象に他事業者接続料を支払う需要が含まれる場合には他事業者接続料も含めることについて賛同いたします。</p> <p>今般の改正案において、検証範囲が見直され、検証対象に他事業者接続料を支払う需要が含まれる場合には、利用者料金額（単価）等により通常の利用者が区別可能な範囲内において、他事業者接続料を支払う需要をできる限り除いて検証が行われることとなります。</p> <p>具体的には、「加入電話・ISDN 通話料」と「ひかり電話」については、固定電話（OABJ）宛の通話のみを対象として検証が行われることとなりますが、以下 2 つの観点から、当該検証範囲の見直しは適当であると考えます。</p> <p>(1) サービス競争がなされる範囲又は潜在的にサービス競争の可能性のある範囲で <u>価格圧搾による不当な競争を引き起こされていないかどうかを検証する観点</u></p> <p>固定電話（OABJ/OABJ-IP）サービスにおいて、各事業者が設定する利用者料金は、通常、通話区分（固定電話宛／050 電話宛／携帯電話宛／PHS 宛／国際宛）毎の市場価格（NTT 東・西加入電話・ひかり電話の通話料金）を意識して価格設定・競争しており（図 1 参照）、通話区分を超えた価格競争（例えば、A 事業者が固定電話宛の通話料を値下げした場合、B 事業者は別の携帯宛の通話料を値下げして対抗する等）は行われておりません（図 2 参照）。</p>

従って、現市場環境においては、「加入電話・ISDN」「ひかり電話」について、サービス競争がなされる範囲又は潜在的にサービス競争の可能性のある範囲は「通話区分毎」であり、価格圧搾による不当な競争が引き起こされていないかどうかの検証は、当該通話区分毎に行われる必要があります。

(図 1) 通話区分毎の市場価格を意識して価格設定・競争

	NTT東西 加入電話		KDDI 選択中継電話 マイライン	KDDI ケーブルプラス電話
固定電話宛	3分8.5円等 ※距離段階別料金	↔	3分8.5円等 ※距離段階別料金	3分8円,15円 ※県内/県外料金
050電話宛	3分10.5円等 ※通話先事業者別料金	↔		3分10円
携帯電話宛	LM選択中継 1分16円,17.5円 ※通話先事業者別料金	↔	LM選択中継 1分16.5円	1分15.5円,16円 ※通話先事業者別料金
PHS宛	LM選択中継 10円+1分10円等 ※距離段階別料金	↔	LM選択中継 1分16.5円	10円+1分10円

(図 2) 通話区分を超えた価格競争は行われていない

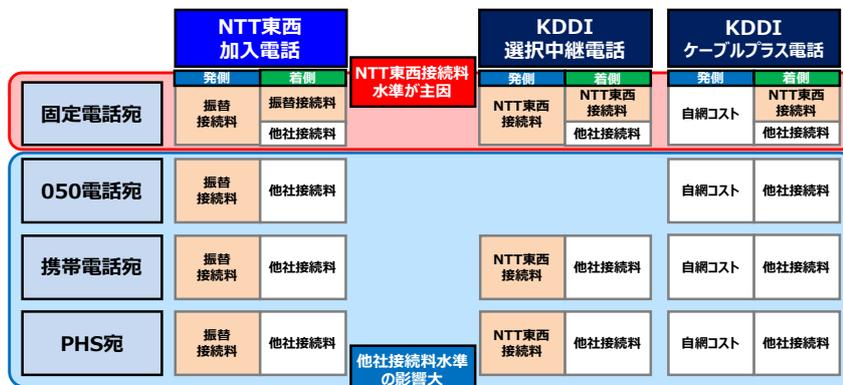
	NTT東西 加入電話		KDDI 選択中継電話 マイライン	KDDI ケーブルプラス電話
固定電話宛	3分8円等 ※距離段階別料金 ↓ 値下げ	↔	3分8.5円等 ※距離段階別料金	3分8円,15円 ※県内/県外料金
050電話宛	3分10.5円等 ※通話先事業者別料金	↔		3分9円 ↓ 対抗値下げ
携帯電話宛	LM選択中継 1分16円,17.5円 ※通話先事業者別料金	↔	LM選択中継 1分16円 ↓ 対抗値下げ	1分15.5円,16円 ※通話先事業者別料金
PHS宛	LM選択中継 10円+1分10円等 ※距離段階別料金	↔	LM選択中継 1分16.5円	10円+1分10円

(2) NTT 東・西の認可接続料（振替接続料）の調整可否を判断する観点

他方、接続料と利用者料金との関係において、仮に価格圧搾による不当な競争が引き起こされていると判断された場合、NTT 東・西の認可接続料の調整可否を判断する必要がありますが、そのためには、当該価格圧搾による不当な競争がNTT 東・西の接続料水準が主因となって引き起こされたものであるかどうかを検証することが重要な観点となります。

その観点からは、NTT 東・西の接続料水準が主因となって影響する範囲、すなわち、可能な限り、他社接続料の影響を排除した範囲（図 3 参照）で検証が実施される必要があることから、各通話区分の中から、検証範囲を固定電話宛の通話区分に絞って検証を行うことは適当であると考えます。

(図3) NTT 東・西の接続料水準が主因かどうか



上述のとおり、今般の改正案において、「加入電話・ISDN 通話料」と「ひかり電話」の検証は、固定電話（0ABJ）宛の通話のみを対象として検証が行われることとなりますが、「ひかり電話」については、今までの検証においては基本料収入も含めて検証が行われています。

仮に、固定電話（0ABJ）宛の通話料収入に基本料収入の全額を算入した場合、通話料収入に対して基本料収入の影響が過大に出ることとなりますが、固定電話（0ABJ）宛の通話相当分の基本料収入を特定することも困難であることから、以下のいずれかの対応が必要になると考えます。

- (1) 検証対象から基本料収入を除外して検証する
- (2) 基本料収入を、全体の通話料収入に対する固定電話宛の通話料収入比で按分し、当該基本料収入額のみを算入して検証する

6. その他
(2)

今般の改正案において、その適正性の確保のため必要な範囲内において、前回の検証における方法から変更する場合の規定が追加され、具体的な算出方法を変更した場合は、認可申請に際し、当該変更の内容及び理由を総務省に報告するとともに、非公表とする正当な理由がある部分を除き公表されることとなります。

これにより、当該変更内容等については、認可申請に係る意見募集を通じて、接続事業者が意見を述べる機会が与えられ、当該変更内容の適正性等について検証されることから、改定案に賛同いたします。

以上

意見書

西 企 営 第 7 1 号
平成 3 0 年 7 月 2 3 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 5 4 0 - 8 5 1 1

(ふりがな) おおさかふおおさかしちゅうおうくぼんぼちょう

住 所 大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 1 5 号

(ふりがな) にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 西日本電信電話株式会社

こばやし みつよし

代表取締役社長 小林 充佳

「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」の改定案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	当社意見
<p>3. 検証の実施方法</p> <p>(1) 検証時期 事業者は、電気通信事業法第33条第14項の規定に基づく認可接続料の再計算及び同条第2項の規定に基づく接続約款の認可の申請（以下「認可申請」という。）に際し、本指針に基づき検証を行うものとする。ただし、(2)の検証対象に係る接続料、<u>他事業者接続料</u>及び利用者料金に変更がない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 検証対象 本件検証は、当面、次のサービスについて行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 加入電話・ISDN基本料 ② 加入電話・ISDN通話料 ③ フレッツADSL ④ フレッツ光ネクスト ⑤ フレッツ光ライト ⑥ ひかり電話 ⑦ ビジネスイーサワイド ⑧ その他総務省が決定するサービスメニュー <p>（第一種指定電気通信設備接続料規則第8条第2項第1号の規定（将来原価方式）に基づき接続料が算定された機能を利用して提供されるサービスに属するものを基本とする。）</p>	<p>【検証対象について】</p> <p>本検証の目的が、接続料と利用者料金との関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかどうかを検証することであれば、需要の立上げ期において普及促進的な料金を設定せざるを得ないサービスや、需要の減少期にあって、利用者から見ると、もはや競争を促進する意義が乏しくなっているサービスについては、本検証に馴染まないと考えます。</p> <p>本検証においては、そうした市場環境等も勘案のうえ、検証対象のサービスを決定すべきであり、①加入電話・ISDN基本料、②加入電話・ISDN通話料、③フレッツADSLについては、需要が減少し、既に競争環境になく、不当な競争を引き起こす状況にはないため、検証対象のサービスから除外していただきたいと考えます。</p> <p><加入電話・ISDN基本料・通話料></p> <p>加入電話・ISDNサービスについては、様々な代替サービスへの移行が進んだことで契約者数がピーク時の約3割にまで減少していることに加え、トラフィック量もピーク時の約2割にまで減少しています。また、以下の事例の通り、当社のメタル回線を利用する固定電話サービス提供事業者は、2016年6月に1社が撤退し、現時点で残る1社においても、当社のメタル回線を利用しない代替サービスへの移行を推進している状況にあることを踏まえると、今後も契約者数およびトラフィック量が減少していくことは明らかです。そのような市場状況を踏まえると、需要が減少し、既に競争環境になく、不当な競争を引き起こす状況にはないため、検証対象のサービスから除外していただきたいと考えます。</p> <p>〔KDDI殿の事例〕</p> <p>2016年6月30日をもって直収電話サービス（メタルプラス電話）をサービス終了し、同サービスホームページやダイレクトメールにより、IP電話サービス（auひかり電話）や、CAT</p>

該当箇所	当社意見
	<p>V電話（ケーブルプラス電話）、無線を用いた代替サービス（ホームプラス電話）への移行を実施。</p> <p>〔ソフトバンク殿の事例〕 2017年7月5日より、無線を用いた代替サービス（おうちの電話）を提供開始し、サービス開始より約8ヶ月間において約27万契約（2017年度末時点）まで拡大。</p> <p><フレッツADSL> 「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成30年度の接続料の新設及び改定等）」（2018年6月15日）の概要資料において、「本検証区分における接続料総額の約8割を占める、地域IP網に係る接続料（特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能・ATMインターフェース）の水準が急上昇したことによるものであるが、接続事業者は当該機能を利用せずに競争的にDSLサービスを提供していると考えられ、またブロードバンドサービスにおいて地域IP網の機能はNGNの機能により代替されていることから、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった」との考え方が総務省から示されました。この考え方を踏まえると、当社が設定する接続料によって価格圧搾による不当な競争が引き起こされる状況にはないことは明らかであるため、フレッツADSLは検証対象から除外すべきと考えます。</p>

該当箇所	当社意見
<p>(3) 検証方法</p> <p>検証対象ごとに、利用者料金による収入と、その利用者料金が設定されているサービスの提供に用いられる機能ごとの振替接続料（当該機能の利用のために第一種指定設備利用部門が負担すべき認可接続料その他の接続料（※1）をいう。以下同じ。）の総額 <u>に当該サービスの提供のために事業者が支払う他事業者接続料（※2）の総額を加えたもの</u>（以下「<u>接続料等総額</u>」という。）を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する金額（以下「<u>営業費相当基準額</u>」という。当面の間、利用者料金による収入の20%とする。）を下回らないものであるかを検証する（※3）。<u>利用者料金による収入に対応する需要の範囲と、接続料等総額の算定に用いられる需要の範囲は、一致しなければならない。</u></p> <p>※1 <u>当該機能の利用に係る特定接続がある場合は、それに関し負担すべき接続料を含む。また、認可接続料が設定されていない機能について接続料に代えて卸電気通信役務に関する料金を負担すべき場合には、当該料金を含む。</u></p> <p>※2 <u>検証対象に他事業者接続料を支払う需要が含まれる場合には、利用者料金額（単価）等により通常の利用者が区別可能な範囲内において、他事業者接続料を支払う需要をできる限り除くものとする。また、他事業者接続料に代えて卸電気通信役務に関する料金を支払う場合には、当該料金を含むものとする。</u></p> <p>※3 (2) ⑧については、検証対象のサービスメニューに設定されている利用者料金が、当該サービスメニューの提供に用いられる <u>振替接続料及び他事業者接続料の合計を上回っているか</u>を検証する。</p>	<p>【検証方法について】</p> <p>当社としては、「3. (2) 検証対象」において意見を述べさせていただいたとおり、①加入電話・ISDN基本料、②加入電話・ISDN通話料、③フレッツADSLについては既に競争環境になく、検証の対象外とすべきであると考えます。</p> <p>それでもなお、②加入電話・ISDN通話料に係る検証を行うのであれば、本検証の目的（接続料と利用者料金との関係について価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかを検証すること）に照らして、以下の観点から、(3) ※2に記載されているような範囲（利用者料金額（単価）等により通常の利用者が区別可能な範囲）に限定することは適当ではなく、加入電話・ISDN通話料全体で検証を実施すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者は、各事業者が提供する加入電話・ISDNサービスについて、事業者によっては、固定電話から自社の移動体への着信に係る通話料のセット割引サービスがあることや、通話種類に応じて利用者料金設定が異なることを含めて、総合的に判断し選択しており、利用者による事業者およびサービスの選択は、個別の通話種類ごとではなく、サービス全体で行われていること（県内の固定電話着信に係る通話料のみに着目し、サービスを選択する利用者は限定的であると考えられること）。 ・移動体・PHSにおける契約者数は2017年12月末時点で1.7億契約と固定電話の契約者数（2017年12月末時点で2,174万契約）を大きく上回ることから、通信の着信先としても大きな規模を有することは明らかであり、通話料市場における検証を実施する際に移動体・PHSへの着信等を除外することは適切でないこと。 <p>また、今般の指針改定案においては、実質的にひかり電話の検証範</p>

該当箇所	当社意見
	<p>圏の見直しがなされていますが、ひかり電話については、加入電話・ISDNサービスと比べ、当社が利用者料金設定できる範囲が拡大したことを受け、検証対象もそれに合わせて拡大し、現状では、通話料全体を検証対象の範囲としているところです。そうした経緯にもかかわらず、今回、ひかり電話発移動体着信等を除く検証対象の範囲に見直すのであれば、その必要性や理由について、総務省よりお示しいただきたいと考えます。</p>

該当箇所	当社意見
<p>5. 利用者料金収入と <u>接続料等</u> 総額の差分が営業費相当基準額を下回る場合の取扱い</p> <p>3. (3) の検証の結果、利用者料金による収入と <u>接続料等</u> 総額との差分が営業費相当基準額を下回った場合 (※4) には、事業者は、次のいずれかの措置を講ずる。</p> <p>※4 3. (2) ⑧にあつては、利用者料金が振替接続料 <u>及び他事業者接続料の合計</u> を下回った場合</p> <p>① 例えば、本件サービスに関して競合する他の電気通信事業者が存在しない、早期に事態の改善が見込まれる、本件サービスの需要が減退し小さくなっているとともその内容・接続料の水準の面から他の電気通信事業者にとって十分代替的な機能が別に存在するなど、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すに足る十分な論拠を、認可接続料の認可申請に際して、その原価算定根拠において提示する。</p> <p>② 例えば、第一種指定電気通信設備接続料規則第 14 条の 2 の規定による接続料の水準の調整を行う、利用者料金の変更を行うなど、本指針による検証の結果認められる利用者料金による収入と <u>接続料等</u> 総額との間の差分が営業費相当基準額を下回る状況 (※5) が解消される所要の措置を講じた上で、認可接続料の認可申請を行う。</p> <p>※5 3. (2) ⑧にあつては、利用者料金が振替接続料 <u>及び他事業者接続料の合計</u> を下回る状況</p> <p>総務省では、上記の措置を受けて、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであるかを判断し、当該不当な競争を引き起こすものと認められる場合には、電気通信事業法の規定に基づき、その是正</p>	<p>【営業費相当基準額を下回った場合の措置について】</p> <p>仮に、3. (3) の検証の結果、利用者料金収入と接続料等総額の差分が営業費相当基準額を下回った場合 (※)、当社としては、不当な競争を引き起こさないと考えた理由を提示する考えです。そのうえで、総務省が価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとなっていると判断する場合には、総務省において接続料等総額に含まれる他事業者接続料の適正性等も踏まえた立証を行い、その具体的根拠をお示しいただく必要があると考えます。</p> <p>※3. (2) ⑧にあつては、利用者料金が振替接続料及び他事業者接続料の合計を下回った場合</p>

該当箇所	当社意見
に向けた措置を <u>講ずる</u> ものとする。	

意見書

東経企営第18-69号
平成30年7月23日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

(ふりがな) ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

いのうえ ふくぞう

代表取締役社長 井上 福造

「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」の改定案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	当社意見
<p>3. 検証の実施方法</p> <p>(1) 検証時期 事業者は、電気通信事業法第33条第14項の規定に基づく認可接続料の再計算及び同条第2項の規定に基づく接続約款の認可の申請（以下「認可申請」という。）に際し、本指針に基づき検証を行うものとする。ただし、(2)の検証対象に係る接続料、<u>他事業者接続料</u>及び利用者料金に変更がない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 検証対象 本件検証は、当面、次のサービスについて行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 加入電話・ISDN基本料 ② 加入電話・ISDN通話料 ③ フレッツADSL ④ フレッツ光ネクスト ⑤ フレッツ光ライト ⑥ ひかり電話 ⑦ ビジネスイーサワイド ⑧ その他総務省が決定するサービスメニュー <p>（第一種指定電気通信設備接続料規則第8条第2項第1号の規定（将来原価方式）に基づき接続料が算定された機能を利用して提供されるサービスに属するものを基本とする。）</p>	<p>【検証対象について】</p> <p>本検証の目的が、接続料と利用者料金との関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかどうかを検証することであれば、需要の立上げ期において普及促進的な料金を設定せざるを得ないサービスや、需要の減少期にあって、利用者から見ると、もはや競争を促進する意義が乏しくなっているサービスについては、本検証に馴染まないと考えます。</p> <p>本検証においては、そうした市場環境等も勘案のうえ、検証対象のサービスを決定すべきであり、①加入電話・ISDN基本料、②加入電話・ISDN通話料、③フレッツADSLについては、需要が減少し、既に競争環境になく、不当な競争を引き起こす状況にはないため、検証対象のサービスから除外していただきたいと考えます。</p> <p><加入電話・ISDN基本料・通話料></p> <p>加入電話・ISDNサービスについては、様々な代替サービスへの移行が進んだことで契約者数がピーク時の約3割にまで減少していることに加え、トラフィック量もピーク時の約2割にまで減少しています。また、以下の事例の通り、当社のメタル回線を利用する固定電話サービス提供事業者は、2016年6月に1社が撤退し、現時点で残る1社においても、当社のメタル回線を利用しない代替サービスへの移行を推進している状況にあることを踏まえると、今後も契約者数およびトラフィック量が減少していくことは明らかです。そのような市場状況を踏まえると、需要が減少し、既に競争環境になく、不当な競争を引き起こす状況にはないため、検証対象のサービスから除外していただきたいと考えます。</p> <p>〔KDDI殿の事例〕</p> <p>2016年6月30日をもって直収電話サービス（メタルプラス電話）をサービス終了し、同サービスホームページやダイレクトメールにより、IP電話サービス（auひかり電話）や、CAT</p>

該当箇所	当社意見
	<p>V電話（ケーブルプラス電話）、無線を用いた代替サービス（ホームプラス電話）への移行を実施。</p> <p>〔ソフトバンク殿の事例〕 2017年7月5日より、無線を用いた代替サービス（おうちの電話）を提供開始し、サービス開始より約8ヶ月間において約27万契約（2017年度末時点）まで拡大。</p> <p><フレッツADSL> 「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成30年度の接続料の新設及び改定等）」（2018年6月15日）の概要資料において、「本検証区分における接続料総額の約8割を占める、地域IP網に係る接続料（特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能・ATMインターフェース）の水準が急上昇したことによるものであるが、接続事業者は当該機能を利用せずに競争的にDSLサービスを提供していると考えられ、またブロードバンドサービスにおいて地域IP網の機能はNGNの機能により代替されていることから、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった」との考え方が総務省から示されました。この考え方を踏まえると、当社が設定する接続料によって価格圧搾による不当な競争が引き起こされる状況にはないことは明らかであるため、フレッツADSLは検証対象から除外すべきと考えます。</p>

該当箇所	当社意見
<p>(3) 検証方法</p> <p>検証対象ごとに、利用者料金による収入と、その利用者料金が設定されているサービスの提供に用いられる機能ごとの振替接続料（当該機能の利用のために第一種指定設備利用部門が負担すべき認可接続料その他の接続料（※1）をいう。以下同じ。）の総額 <u>に当該サービスの提供のために事業者が支払う他事業者接続料（※2）の総額を加えたもの</u>（以下「<u>接続料等総額</u>」という。）を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する金額（以下「<u>営業費相当基準額</u>」という。当面の間、利用者料金による収入の20%とする。）を下回らないものであるかを検証する（※3）。<u>利用者料金による収入に対応する需要の範囲と、接続料等総額の算定に用いられる需要の範囲は、一致しなければならない。</u></p> <p>※1 <u>当該機能の利用に係る特定接続がある場合は、それに関し負担すべき接続料を含む。また、認可接続料が設定されていない機能について接続料に代えて卸電気通信役務に関する料金を負担すべき場合には、当該料金を含む。</u></p> <p>※2 <u>検証対象に他事業者接続料を支払う需要が含まれる場合には、利用者料金額（単価）等により通常の利用者が区別可能な範囲内において、他事業者接続料を支払う需要をできる限り除くものとする。また、他事業者接続料に代えて卸電気通信役務に関する料金を支払う場合には、当該料金を含むものとする。</u></p> <p>※3 (2) ⑧については、検証対象のサービスメニューに設定されている利用者料金が、当該サービスメニューの提供に用いられる <u>振替接続料及び他事業者接続料の合計を上回っているか</u>を検証する。</p>	<p>【検証方法について】</p> <p>当社としては、「3. (2) 検証対象」において意見を述べさせていただいたとおり、①加入電話・ISDN基本料、②加入電話・ISDN通話料、③フレッツADSLについては既に競争環境になく、検証の対象外とすべきであると考えます。</p> <p>それでもなお、②加入電話・ISDN通話料に係る検証を行うのであれば、本検証の目的（接続料と利用者料金との関係について価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかを検証すること）に照らして、以下の観点から、(3) ※2に記載されているような範囲（利用者料金額（単価）等により通常の利用者が区別可能な範囲）に限定することは適当ではなく、加入電話・ISDN通話料全体で検証を実施すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者は、各事業者が提供する加入電話・ISDNサービスについて、事業者によっては、固定電話から自社の移動体への着信に係る通話料のセット割引サービスがあることや、通話種類に応じて利用者料金設定が異なることを含めて、総合的に判断し選択しており、利用者による事業者およびサービスの選択は、個別の通話種類ごとではなく、サービス全体で行われていること（県内の固定電話着信に係る通話料のみに着目し、サービスを選択する利用者は限定的であると考えられること）。 ・移動体・PHSにおける契約者数は2017年12月末時点で1.7億契約と固定電話の契約者数（2017年12月末時点で2,174万契約）を大きく上回ることから、通信の着信先としても大きな規模を有することは明らかであり、通話料市場における検証を実施する際に移動体・PHSへの着信等を除外することは適切でないこと。 <p>また、今般の指針改定案においては、実質的にひかり電話の検証範</p>

該当箇所	当社意見
	<p>困の見直しはなされていますが、ひかり電話については、加入電話・ISDNサービスと比べ、当社が利用者料金設定できる範囲が拡大したことを受け、検証対象もそれに合わせて拡大し、現状では、通話料全体を検証対象の範囲としているところです。そうした経緯にもかかわらず、今回、ひかり電話発移動体着信等を除く検証対象の範囲に見直すのであれば、その必要性や理由について、総務省よりお示しいただきたいと考えます。</p>

該当箇所	当社意見
<p>5. 利用者料金収入と <u>接続料等</u> 総額の差分が営業費相当基準額を下回る場合の取扱い</p> <p>3. (3) の検証の結果、利用者料金による収入と <u>接続料等</u> 総額との差分が営業費相当基準額を下回った場合 (※4) には、事業者は、次のいずれかの措置を講ずる。</p> <p>※4 3. (2) ⑧にあつては、利用者料金が振替接続料 <u>及び他事業者接続料の合計</u> を下回った場合</p> <p>① 例えば、本件サービスに関して競合する他の電気通信事業者が存在しない、早期に事態の改善が見込まれる、本件サービスの需要が減退し小さくなっているとともその内容・接続料の水準の面から他の電気通信事業者にとって十分代替的な機能が別に存在するなど、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すに足る十分な論拠を、認可接続料の認可申請に際して、その原価算定根拠において提示する。</p> <p>② 例えば、第一種指定電気通信設備接続料規則第 14 条の 2 の規定による接続料の水準の調整を行う、利用者料金の変更を行うなど、本指針による検証の結果認められる利用者料金による収入と <u>接続料等</u> 総額との間の差分が営業費相当基準額を下回る状況 (※5) が解消される所要の措置を講じた上で、認可接続料の認可申請を行う。</p> <p>※5 3. (2) ⑧にあつては、利用者料金が振替接続料 <u>及び他事業者接続料の合計</u> を下回る状況</p> <p>総務省では、上記の措置を受けて、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであるかを判断し、当該不当な競争を引き起こすものと認められる場合には、電気通信事業法の規定に基づき、その是正</p>	<p>【営業費相当基準額を下回った場合の措置について】</p> <p>仮に、3. (3) の検証の結果、利用者料金収入と接続料等総額の差分が営業費相当基準額を下回った場合 (※)、当社としては、不当な競争を引き起こさないと考えた理由を提示する考えです。そのうえで、総務省が価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとなっていると判断する場合には、総務省において接続料等総額に含まれる他事業者接続料の適正性等も踏まえた立証を行い、その具体的根拠をお示しいただく必要があると考えます。</p> <p>※3. (2) ⑧にあつては、利用者料金が振替接続料及び他事業者接続料の合計を下回った場合</p>

該当箇所	当社意見
に向けた措置を <u>講ずる</u> ものとする。	

意見書

平成 30 年 7 月 23 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンク株式会社
だいひょうとりしまりやく しやちようしつこうやくいん けん しーいーおー みやうち けん
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮内 謙

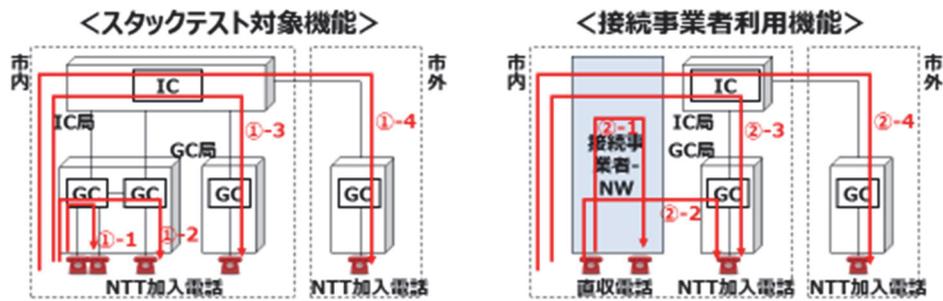
「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」の改定案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり、弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

該当箇所	意見
3. 検証の実施 方法 (3) 検証 方法	<p>接続料と利用者料金の関係を検証するに当たり、それぞれの需要の範囲を揃えることは当然であり、需要の範囲が一致していなければ適正な検証を行うことはできないと考えます。よって、これまで一致していなかった需要の範囲を揃えるため、この度の「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」(以下、「本ガイドライン」といいます。)改正案において、「利用者料金による収入に対応する需要の範囲と、接続料等総額の算定に用いられる需要の範囲は、一致しなければならない」、と定められたことは望ましいことであり、本ガイドライン改正案に賛同します。</p> <p>また、接続料と利用者料金の関係の検証は、価格圧搾による不当な競争が引き起こされていないか、という観点から行われるものであることから、サービス競争が行われる範囲で検証を行う必要があると考えます。よって、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西殿」といいます。)主張のように、携帯電話・PHS 宛通話や 050 番号宛通話まで含めた通話全体で検証を行うことは適当ではなく、通常の利用者が区別可能である利用者料金単価等により、その対象範囲を区別する本ガイドライン改正案には一定の合理性があると考えます。</p> <p>一方、現在においても、不当な競争が引き起こされていないかを検証する観点で、内部相互補助についての検証が行われていますが((2) 検証対象⑧)、同様に、異なる着信先間(例：PSTN 発－PSTN 着と PSTN 発－ひかり電話着の間)においても内部相互補助が行われていないか検証する必要があると考えます。つきましては、着信先ごとの内訳について別掲すべきです。</p> <p>なお、NTT 東西殿より、「現時点、他事業者 OABJ 着信通話等に係る収入を精緻に把握して、利用者料金収入から除外することは困難」との見解が示されていますが、困難である具体的な理由が示されておらず、NTT 東西殿の見解が妥当なのかも判断できません。先述のとおり、内部相互補助有無の検証という観点からは、着信先ごとの内訳が必要であることから、まずは NTT 東西殿に精緻な把握が困難な具体的理由を確認し、その解決のための方策を検討すべきと考えます。</p>
3. 検証の実施 方法 (3) 検証 方法	<p>現在意見募集が行われている、「平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方 答申案」において、PSTN 接続料算定の際に改良 IP モデルを組み合わせる際の判断基準として、スタックテストが用いられる旨が記載されていますが、当該判断基準として用いるためには、スタックテストの検証目的である、「価格圧搾による不当な競争が引き起こされるものとならないか」という観点に加え、「NTT 東西殿と接続事業者が同一条件でサービス提供可能か」という観点が必要であると考えます。</p> <p>現在は、図 1 表 1 のとおり、スタックテストの対象機能と実際に接続事業者が利用して</p>

いる機能に乖離が生じています。具体的には、スタックテストの対象は、コストが低い呼(①-1)が約 8 割で構成される市内通信機能がその多くを占めています。しかしながら、それに相当すると考えられる接続事業者の呼(②-1)においては、ネットワーク構造上、着信先が市内・市外に関わらず一度全国に数か所程度しか存在しない接続事業者のセンターまで運ばれるため、結果、①-1 に相当する呼は存在せず、接続事業者はより多くのコストを負担していることとなります。これは、NTT 東西殿と接続事業者のユーザ数に大きな差があり、NTT 東西殿のネットワークでは規模の経済性が働くためと考えられます。よって、コスト構造が異なる事業者でも競争できるかを検証する観点から、例えば、表 2 のように、スタックテストの対象機能を実際に接続事業者が利用している機能に極力近づけることが適当と考えます。

【図1 スタックテスト対象機能・接続事業者利用機能】



【表1 現在の機能】

項番	通信形態	利用機能
①-1	同一ユニット	市内通信機能(市内通信の約77.5%)
①-2	同一ビル別ユニット	市内通信機能(同約6.0%)
①-3	市内別ビル	市内通信機能(同約16.5%)
①-4	ZA内市外	IC接続×2

利用機能に差分

項番	通信形態	利用機能
②-1	自網内	自網NW×1⇒GC接続×2
②-2	GC接続	自網NW×1、GC接続⇒GC接続×2
②-3	IC接続(市内)	自網NW×1、IC接続×1⇒IC接続×2
②-4	IC接続(市外)	自網NW×1、IC接続×1⇒IC接続×2

【表2 機能変更案】

項番	通信形態	利用機能
①-1	同一ビル	GC接続×2
①-2	同一ビル	GC接続×2
①-3	市内別ビル	IC接続×2
①-4	ZA内市外	IC接続×2

機能が概ね一致

項番	通信形態	利用機能
②-1	自網内	自網NW×1⇒GC接続×2
②-2	GC接続	自網NW×1、GC接続⇒GC接続×2
②-3	IC接続(市内)	自網NW×1、IC接続×1⇒IC接続×2
②-4	IC接続(市外)	自網NW×1、IC接続×1⇒IC接続×2

以上のように、PSTN 接続料に適用する LRIC モデルを判断する上でスタックテストを用いるに当たっては、前項に記載した内部相互補助の検証含めその検証方法に課題が存在するため、今後接続料の算定に関する研究会において議論を尽くした上で、PSTN 接続料に適用する LRIC モデルを判断する基準としてどのように用いるかを決定すべきと考えます。

以上